

投資信託財産の評価及び計理等に関する規則

平成16年 3月19日制定
平成16年 7月16日改正
平成16年11月19日改正
平成17年 3月18日改正
平成17年11月18日改正
平成18年 1月20日改正
平成18年 5月24日改正
平成19年 1月19日改正
平成19年 9月21日改正
平成19年12月21日改正
平成20年 3月21日改正
平成20年 7月18日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 1月16日改正
平成21年 4月24日改正
平成21年 9月16日改正
平成22年 1月21日改正
平成22年 3月18日改正
平成24年12月20日改正
平成26年11月20日改正
平成27年 7月16日改正
平成29年12月21日改正
令和 3年 3月11日改正
令和 5年 1月19日改正
令和 5年12月21日改正
令和 6年 6月11日改正

第1編 総 則

(目的)

第1条 この規則は、投資信託財産（以下「信託財産」という。）の組入資産の評価及び計理処理並びに受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）の基準価額の算出等について定め、信託財産の評価及び計理の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

第2編 組入資産の評価

第1章 通 則

(委託会社の忠実義務及び善管注意義務)

第2条 投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）は、信託財産の組入資産（以下「組入資産」という。）の評価に当たっては、受益者のために忠実かつ善良な管理者の注意をもって当該業務を行うものとする。

(組入資産の評価の原則)

第3条 組入資産の評価に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（1）組入資産の評価は、原則として、時価の算定に関する会計基準に則り、時価（算定日にお

いて市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。)により行うこと。

- (2) 組入資産の評価に当たっては、継続性を原則とすること。
- (3) 組入資産の評価に当たり、取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から提供された価格を用いる場合には、当該価格を評価に用いることについての妥当性、合理性等について、定期的に継続して社内で検証すること。また、委託会社は検証するために必要な社内体制を整備すること。
- (4) 組入資産の評価に当たり、本規則各条で定める規定に拠り難いと委託会社が判断した場合には、時価の算定に関する会計基準に則り、委託会社が適切と判断した価格で評価すること。ただし、この場合、当該判断に至った経緯や価格の算定方法、社内での手続き等について事跡を文書（電子ファイルを含む）にて作成し、7年間保存すること。

（委託会社の社内体制の整備）

第4条 組入資産の評価に当たっては、委託会社は社内体制を整備して評価の信頼性の確保に努めるものとする。

（評価方法等の開示）

第5条 組入資産の評価方法及び評価額は、開示を原則とする。

第2章 株式の評価

（国内取引所の上場株式の評価）

第6条 国内の金融商品取引所（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第16項に規定する金融商品取引所をいい、以下「取引所」という。）に上場されている株式は、原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。

2 二以上の取引所に上場されている株式は、次の各号に定めるところにより評価する。

- (1) 東京証券取引所を含む二以上の取引所に上場されている株式（新たに東京証券取引所に上場されたもので従前から東京証券取引所以外の取引所に上場されていた株式であって、東京証券取引所の上場日以降自主規制委員会において評価取引所（当該取引所の最終相場等により評価することとされている当該取引所をいう。以下同じ。）の変更が行われていない株式を除く。）は、東京証券取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。
ただし、自主規制委員会において値付けが行われた日数（以下「値付日数」という。）及び取引量を勘案して、その最終相場等で評価することが適當と認めた東京証券取引所以外の他の取引所が定められている場合には、当該他の取引所における計算日の最終相場等で評価するものとする。
- (2) 東京証券取引所を除く二以上の取引所に上場されている株式（新たに取引所に上場されたもので従前から当該取引所以外の他の取引所に上場されていたものであって、当該取引所の上場日以降自主規制委員会において評価取引所の変更が行われていない株式を除く。）は、自主規制委員会が値付日数及び取引量を勘案して第7条の規定に基づき定める評価取引所に

おける計算日の最終相場等で評価するものとする。

3 新規に取引所に上場された株式のうち、東京証券取引所を含む二以上の取引所に新規に上場された株式は東京証券取引所における計算日の最終相場で評価し、東京証券取引所を除く二以上の取引所に新規に上場された株式は新規上場に当たって届出のあった主たる取引所における計算日の最終相場等で評価するものとする。

ただし、当該株式の株主の地域構成等を勘案して、自主規制委員会が他の取引所を当該株式の評価取引所と定めた場合には、当該他の取引所における計算日の最終相場等で評価するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、自主規制委員会の招集が困難である等やむをえない事情がある場合には、自主規制委員会委員長は他の委員等と協議の上、評価取引所を決定することができるものとする。なお、この場合において、本会はその決定内容を速やかに自主規制委員会委員へ報告するとともに、委託会社に通知するものとする。

(評価取引所の変更)

第7条 自主規制委員会は、国内株式について、上場する取引所が追加された場合又は委託会社会員会社から当該株式の値付日数及び取引量からみて評価取引所を変更することが適當である旨の申し出があった場合には、速やかに当該株式に係る値付日数及び取引量等の調査を行い、評価取引所を定めるものとする。

なお、当該株式の評価取引所が変更された場合には、本会は委託会社に新たに決定された評価取引所（以下「新評価取引所」という。）を通知するものとする。

2 上場株式において当該発行会社から評価取引所に対し上場廃止申請が提出された場合の新評価取引所は次によるものとし、本会は当該新評価取引所を委託会社に通知するものとする。

- (1) 評価取引所以外で単一の取引所に上場されている場合には、当該取引所
- (2) 評価取引所以外で東京証券取引所を含む二以上の取引所に上場されている場合には、東京証券取引所
- (3) 評価取引所以外で東京証券取引所を除く二以上の取引所に上場されている場合には、新規上場に当たって届出のあった主たる取引所

3 前2項の規定に基づき評価取引所が変更された場合には、新評価取引所における計算日の最終相場等で評価するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、自主規制委員会の招集が困難である等やむをえない事情がある場合には、自主規制委員会委員長は他の委員等と協議の上、評価取引所を決定することができるものとする。なお、この場合において、本会はその決定内容を速やかに自主規制委員会委員へ報告するものとする。

(計算日に最終相場がない場合の株式の評価)

第8条 計算日において取引所の最終相場がない場合の国内の株式は、当該取引所における計算日の直近の日の最終相場で評価するものとする。

2 取引所における計算日の気配相場が直近の日の最終相場に比べ1割以上下落した場合には、前項の規定にかかわらず当該取引所の気配相場（買気配及び売気配の両方で表示された場合は、買気配とする。以下同じ。）で評価するものとする。

なお、気配相場で評価することとなった日の翌日以降、継続して気配相場のみの場合には、計算日における気配相場で評価し、最終相場及び気配相場のいずれもない場合には、計算日の直近の日の気配相場で評価するものとする。

3 取引所における計算日の気配相場が、ストップ安若しくはストップ高となった場合又は著しく変動した気配値が表示される場合等の事由により、直近の日の最終相場で評価することが適当でない場合には、前2項の規定にかかわらず当該気配相場で評価することができるものとする。この場合における当該気配相場による評価の決定は、過去の同様の事例を参考として従前の例により行うものとする。

なお、前項なお書きの規定は、当該気配相場で評価することとなった日の翌日以降の取扱いについて準用する。

4 新規公開株の売買初日において最終相場がない場合には、当該取引所の気配相場で評価するものとする。ただし、当該気配が売気配であって公募価格より高い場合は当該売気配は採用しないものとする。

なお、第2項なお書きの規定は、当該気配相場で評価することとなった日の翌日以降の取扱いについて準用する。

また、当該気配相場を採用する場合には、本会は委託会社会員に通知するものとする。

(権利落相場等の場合の株式の評価)

第9条 第6条第1項の規定は、新株引受権がなくなったときの旧株式及び新株式（以下「新旧株式」という。）の評価、配当請求権がなくなったとき若しくは子会社株式引受権がなくなったときの株式（以下「権利落等株式」という。）の評価、株式の併合後の株券を対象として売買を開始するときの株式（以下「併合後売買開始日の株式」という。）の評価、会社合併の効力が発生したときの合併新株式の評価について準用する。

2 計算日において新旧株式、権利落等株式、併合後売買開始日の株式、合併新株式の最終相場がない場合には、取引所における計算日のそれぞれの気配相場で評価するものとする。

なお、取引所において当該株式の気配相場がない場合には、当該株式に係る最終相場又は気配相場ができるまでの間、細則に定める計算方法により算出される価額（以下「理論価格」という。）で評価するものとする。

3 前項の規定に基づき当該株式の気配相場で評価することとなった日の翌日以降の当該株式の評価は、次に掲げる場合について当該各号に定める価額により評価するものとする。

- (1) 継続して気配相場のみの場合 計算日の気配相場
- (2) 最終相場及び気配相場がない場合 直近の気配相場

4 第2項なお書の規定に基づき理論価格で評価することとなった日の翌日以降の当該株式について気配相場ができた場合には、当該気配相場で評価することとし、前項の規定は当該気配相場で評価することとなった日の翌日以降の当該株式の評価について準用する。

- * 細則第2条
- * 委員会決議第1

(同一発行会社の旧株式及び新株式がともに権利落相場等となった場合の評価)

第10条 同一発行会社の旧株式及び新株式がともに権利落相場等（新株引受権がなくなった相場又は配当請求権がなくなった相場をいう。）となった場合の当該旧株式又は新株式の評価は、計算日において旧株式又は新株式のいずれか一方の最終相場及び気配相場がない場合には、他方の株式の最終相場又は気配相場で評価するものとする。

(発行日取引を行っている新株式の評価の特例)

第11条 発行日取引を行っている新株式について、次に掲げる場合には、第9条の規定にかかわらず当該各号に定める価額により評価するものとする。

- (1) 当該新株式の最終相場及び気配相場がなく、かつ旧株式の最終相場が新株式の直近の評価値（計算日の直近の営業日における当該新株式の評価額をいう。以下この条において同じ。）より1割以上下落している場合 計算日における旧株式の最終相場
- (2) 当該新株式の最終相場がなく気配相場のみで、かつ旧株式の最終相場が、新株式を第8条各項の規定に基づき評価した価額より1割以上下落している場合 計算日における旧株式の最終相場

2 前項の規定に基づき旧株式の最終相場で評価することとなった日の翌営業日以降の当該新株式の評価は、次に掲げる場合について当該各号に定める価額により評価するものとする。

- (1) 当該新株式の最終相場がある場合 当該最終相場
- (2) 当該新株式の気配相場のみの場合 当該気配相場。ただし、計算日における旧株式の最終相場が当該新株式の気配相場より1割以上下落している場合は、計算日における旧株式の最終相場
- (3) 当該新株式の最終相場及び気配相場がない場合 直近の日の評価値。ただし、計算日における旧株式の最終相場が当該評価値より1割以上下落している場合は、計算日における旧株式の最終相場

第12条 (削除)

(上場予定株式の評価)

第13条 上場予定株式（目論見書等で確認されるものに限る。以下同じ）は、計算日の気配相場で評価し、計算日の気配相場がない場合には、計算日の直近の気配相場で評価するものとする。

ただし、気配相場の発表が行われないものは、取得価額で評価するものとする。なお、気配相場の発表が行われないものは、当該株式の取得価額で評価するものとする。ただし、既に当該株式を公正価値測定を用いて時価で評価している場合には、当該時価による評価を継続することができるものとする。

(未上場株式の評価)

第14条 未上場株式（上場予定株式を除く。以下同じ。）の評価については、公正価値測定を用いて時価で評価するものとする。

(外国株式の評価)

第15条 外国株式であって本邦以外の外国金融商品市場（金商法第2条第8項第3号ロに規定するものをいう。以下「海外取引所」という。）に上場されている株式は、原則として海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価するものとする。

2 複数の国で上場されている外国株式は、原則として取得した通貨表示で株式を上場している取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場（国内取引所において取得した外国株式は、国内取引所における計算日の最終相場とする。）で評価するものとする。

ただし、外国株式を当該外国株式が上場されていない国で取得した場合には、当該外国株式が上場されている国の海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、計算日に最終相場がない場合には、当該日の直近の日の最終相場で評価するものとする。

ただし、取引停止や気配値のみ切下げる等の状態が一定期間経過した結果、時価がなくなった場合又は直近の日の最終相場によることが適當ではないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき当該委託会社が合理的な事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって認める評価額により評価することができるものとする。

なお、国内取引所において取得した外国株式（原則として同株式が本国等日本以外の主たる取引所に上場されているものに限る。）について、国内取引所における計算日の最終相場がない場合には、国内取引所が発表する計算日の基準値段で評価するものとする。

4 外国株式であって海外の店頭市場に登録されている株式は、当該海外店頭市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場又は最終買気配相場で評価するものとする。

5 未上場株式及び未登録株式であって、次に掲げる外国株式については、当該各号に定める価額で評価するものとする。

- (1) 上場予定株式及び登録予定株式（目論見書等で確認されるものに限る。） 計算時に知りうる直近の日の気配相場。なお、気配相場の発表が行われないものは、当該株式の取得価額。ただし、既に当該株式を公正価値測定を用いて時価で評価している場合には、当該時価による評価を継続することができるものとする。
- (2) 株主又は社債権者として割当てられる未上場株式及び新株引受権並びに株式買受権 計算時に知りうる直近の日の気配相場。なお、気配相場の発表が行われないものは、当該株式の取得価額。ただし、当該未上場株式及び新株引受権並びに株式買受権を公正価値測定を用いて時価で評価することが可能な場合には、当該時価で評価することができるものとする。
- (3) 前2号以外の未上場株式及び未登録株式 公正価値測定を用いて時価で評価するものとする。

（預託証券又は預託証書の評価）

第15条の2 第6条から第15条の規定は、株式の性格を有する預託証券又は預託証書（以下この条において「預託証券等」という。）の評価等について準用する。この場合において、第6条、第8条から第10条及び第15条中「株式」とあるのは「預託証券等」と、第6条、第7条、第9条及び第15条中「当該株式」とあるのは「当該預託証券等」と、第7条中「国内株式」とあるのは「国内預託証券等」と、第7条中「上場株式」とあるのは「上場預託証券等」と、第9条中「新株引受権がなくなったときの旧株式及び新株式（以下「新旧株式」という。）」とあるのは「新株引受権がなくなったときの旧預託証券等及び新預託証券等（以下「新旧預託証券等」という。）」と、「配当請求権がなくなったとき若しくは子会社株式引受権がなくなったときの株式（以下「権利落等株式」という。）」とあるのは「配当請求権がなくなったとき若しくは子会社株式引受権がなくなったときの預託証券等（以下「権利落等預託証券等」という。）」と、「新旧株式」とあるのは「新旧預託証券等」と、「権利落等株式」とあるのは「権利落等預託証券等」と、株式の併合後の株券を対象として売買を開始するときの株式（以下「併合後売買開始日の株式」）とあるのは「預託証券等の併合後の預託証券を対象として売買を開始するときの預託証券等（以下「併合後売買開始日の預託証券等」）」と、「合併新株式」とあるのは「合併新預託証券等」と、第10条及び第11条中「旧株式」とあるのは「旧預託証券等」と、「新株式」とあるのは「新預託証券等」と、第10条中「当該旧株式」とあるのは「当該旧預託証券等」と、第11条中「上場新株式」とあるのは「上場新預託証券等」と、「当該新株式」とあるのは「当該新預託証券等」と、第13条及び第14条中「上場予定株式」とあるのは「上場予定預託証券等」と、第14条及び第15条中「未上場株式」とあるのは「未上場預託証券等」と、第15条中「外国株式」とあるのは「外国預託証券等」と、「当該外国株式」とあるのは「当該外国預託証券等」と、「未登録株式」とあるのは「未登録預託証券等」と、「登録予定株式」とあるのは「登録予定預託証券等」と、それぞれ読み替えるものとする。

第3章 転換社債並びに新株引受権証券及び証書等の評価

（国内転換社債等の評価）

第16条 取引所に上場されている転換社債及び会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社

債についての社債であって当該社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債券(会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債券を含む。)（以下「転換社債等」という。）は、原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。

- 2 計算日において当該転換社債等に係る最終相場がなく気配相場が表示され、かつ当該気配相場が直近の日の最終相場を下回った場合には、前項の規定にかかわらず、当該気配相場で評価するものとする。
- 3 第8条第2項なお書の規定は、計算日の気配相場で評価することとなった日の翌日以降継続して気配相場のみとなった場合並びに最終相場及び気配相場がない場合の当該転換社債等の評価について準用する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、当該転換社債等の取引所における値付状況等を勘案して、次の各号に掲げるいずれかの価額で評価することができるものとする。

ただし、第2条の規定に定める忠実義務に従って評価額の入手に十分な努力を行ったにもかかわらず当該転換社債等の評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託会社は忠実義務に基づき当該委託業者が合理的な事由をもって時価と認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価するものとする。

 - (1) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 - (2) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 - (3) 価格情報会社の提供する価額

第17条（削除）

（外国転換社債等の評価）

第18条 外国転換社債等は、次の各号に掲げるいずれかの価額で評価する。

- (1) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 - (2) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 - (3) 価格情報会社の提供する価額
- 2 委託会社が、第2条の規定に定める忠実義務に従って評価額の入手に十分な努力を行ったにもかかわらず当該外国転換社債等の評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託会社は忠実義務に基づき当該委託業者が合理的な事由をもって時価と認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価するものとする。

(新株引受権証券（ワラント）、新株予約権証券及び新投資口予約権証券の評価)

第19条 国内で発行された新株引受権証券（ワラント）、新株予約権証券及び新投資口予約権証券（以下「新株予約権証券等」という。）は、取引所に上場されるまでの間は取得価額で評価し、取引所に上場した後においては、当該取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。

なお、第8条の規定は、取引所における計算日の最終相場がない場合の当該新株予約権証券等の評価について準用する。

2 海外で発行された新株予約権証券等であって、海外取引所に上場されている新株予約権証券等は、海外取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価するものとする。

3 海外で発行された未上場新株予約権証券等は、次の各号に定めるところにより評価するものとする。

（1）上場予定新株予約権証券等については、気配相場で評価するものとする。ただし、気配相場の発表が行われないものは、当該新株予約権証券等の取得価額で評価するものとする。

（2）前号に掲げるもの以外の未上場新株予約権証券等の評価については、第21条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「国債証券、地方債証券その他の細則で定める有価証券等（以下「公社債等」という。）」とあるのは「新株予約権証券等」と、第2項中「当該公社債等」とあるのは「当該新株予約権証券等」と読み替えるものとする。

(オプション証券等の評価)

第19条の2 第19条第1項の規定は、国内で発行されたオプション証券等（金商法第2条第1項第19号に規定するオプション取引に係る権利を表示する証券又は証書をいう。以下「オプション証券等」という。）の評価について、第21条の規定は、国内で発行された未上場オプション証券等についてそれぞれ準用する。この場合において、第19条第1項中「新株引受権証券（ワラント）及び新株予約権証券（以下「新株予約権証券等」という。）」は「オプション証券等」と、「当該新株予約権証券等」は「当該オプション証券等」と、第21条第1項中「国債証券、地方債証券その他の細則で定める有価証券等（以下「公社債等」という。）」とあるのは「オプション証券等」と、第2項中「当該公社債等」とあるのは「当該オプション証券等」と読み替えるものとする。

2 第19条第2項の規定は、海外で発行されたオプション証券等の評価について、同条第3項の規定は海外で発行された未上場オプション証券等についてそれぞれ準用する。この場合において第2項及び第3項第2号中「新株予約権証券等」は「オプション証券等」と、第3項柱書及び第2号中「未上場新株予約権証券等」は「未上場オプション証券等」と、第3項第1号中「上場予定新株予約権証券等」は「上場予定オプション証券等」と、第3項第1号及び第2号中「当該新株予約権証券等」は「当該オプション証券等」と読み替えるものとする。

(新株引受権証書等の評価)

第20条 普通取引期間中に買付けた新株引受権証書は、普通取引の終了の日までの間、取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。

2 権利入札によって取得した新株引受権は、新株式として帳簿価額（落札価額に委託手数料及び払込金額を加えた額とする。）で評価するものとする。

第4章 公社債等の評価

(公社債の評価)

第21条 国債証券、地方債証券その他の細則で定める有価証券等（以下「公社債等」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの価額で評価するものとする。

- (1) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- (2) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
- (3) 価格情報会社の提供する価額

2 委託会社が、第2条の規定に定める忠実義務に従って評価額の入手に十分な努力を行ったにもかかわらず当該公社債等の評価額を入手できなかった場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託会社は忠実義務に基づき当該委託会社が合理的な事由をもって時価と認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価するものとする。

* 細則第3条

(償却原価法による評価)

第22条 買付約定日から1年以内に償還又は満期を迎える公社債等（償還日又は満期日の前年応当日が到来したものと含み、細則第3条第7号に規定するコマーシャル・ペーパーを除く。）について、価格変動性が限定的で、細則で定める償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、当該公社債券等を当該細則で定める方法により計算された額を加算又は減算した額で評価できるものとする。

ただし、時価と評価額に乖離が生じ、適正な基準価額の計算上必要と判断した場合には、速やかに時価に評価換えを行うものとする。

* 細則第4条

(MMF等の特例)

第23条 MMF及び証券総合口座用ファンドにおける組入公社債券の評価は、前2条の規定にかかわらず、MR F及びMMFの運営に関する規則の定めるところにより評価するものとする。

第5章 その他の組入資産の評価

(投資信託又は貸付信託等の受益証券の評価)

第24条 次に掲げる受益証券又は投資証券（以下「受益証券等」という。）について、第6条から第11条及び第13条の規定は、国内取引所に上場されているものの評価について準用し、第15条第1項から第4項までの規定は、海外取引所に上場されているものの評価について準用する。この場合において、第9条から第11条中「株式」とあるのは「受益証券等」と、「旧株式」とあるのは「旧

受益証券等」と、「新株式」とあるのは「新受益証券等」と読み替え、第9条中「合併新株式」とあるのは「合併投資証券」と、第11条中「上場新株式」とあるのは「上場新受益証券等」と、第13条中「上場予定株式」とあるのは「上場予定受益証券等」と第15条中「外国株式」とあるのは「外国受益証券等」とそれぞれ読み替えるものとする。

ただし、海外取引所に上場されているオープン・エンド型の受益証券等（上場投資信託（政令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託及び租税特別措置法第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。以下同じ。）を除く。）の評価については、当該受益証券等の運用会社等が公表する基準価額で評価することができるものとする。

- (1) 投資信託又は外国投資信託の受益証券
 - (2) 投資法人又は外国投資法人の投資証券
 - (3) 貸付信託の受益証券（外国法人の発行するものでこれと同様の性質を有するものを含む。）
 - (4) 外国貸付債権信託受益証券
 - (5) 受益証券発行信託の受益証券（金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券をいい、貸付債権信託受益権（金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券のうち銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第1条の9各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）の受益権並びに外国の者に対する権利で同様の権利の性質を有するものをいう。）と指定金銭信託（金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年府令第129号）第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権をいう。）を含む。）
 - (6) 前5号に掲げる受益証券等に係る預託証券又は預託証書
- 2 第21条の規定は、前項に掲げる受益証券等のうち取引所に上場されていない受益証券等（以下「未上場受益証券等」という。）の評価について準用する。この場合において、同条第1項中「国債証券、地方債証券その他の細則で定める有価証券等（以下「公社債等」という。）」とあるのは「未上場の受益証券等」と、第2項中「当該公社債等」とあるのを「当該未上場の受益証券等」と読み替えるものとする。
- ただし、前項第1号及び第2号に掲げる未上場受益証券等の評価については、当該受益証券等の運用会社等が公表する基準価額で評価することができるものとする。

（親投資信託受益証券の評価）

第25条 親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価するものとする。

（出資証券等の評価）

第26条 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金商法第2条第1項第6号に規定する出資証券をいう。）、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）に規定する優先出資証券（金商法第2条第1項第7号に規定する優先出資証券をいう。）及び資産

の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金商法第2条第1項第8号に規定する証券をいう。）（以下「出資証券等」という。）のうち取引所に上場されているものは、当該取引所の計算日における最終相場で評価するものとする。

- 2 第21条の規定は、出資証券等のうち取引所に上場されていない出資証券等（以下「未上場出資証券等」という。）の評価について準用する。この場合において、同条第1項中「国債証券、地方債証券その他の細則で定める有価証券等（以下「公社債等」という。）とあるのは「未上場出資証券等」と、第2項中「当該公社債等」とあるのは「当該未上場出資証券等」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものについて夫々準用する。

（金融資産の評価）

第27条 第21条の規定は、預金、コール・ローン及び国内CDその他の細則で定める資産（以下「金融資産」という。）の評価について準用する。この場合において、同条第1項中「国債証券、地方債証券その他の細則で定める有価証券等（以下「公社債等」という。）とあるのは「金融資産」と、第2項中「当該公社債等」とあるのは「当該金融資産」と読み替えるものとする。

* 細則第5条

（市場デリバティブ取引の評価等）

第28条 取引所に上場されている市場デリバティブ取引（金商法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、以下「政令」という。）第3条第10号イ、ハ及びニに規定する商品投資取引のうち商品市場において行う取引をいう。）は、当該取引所が発表する計算日の清算値段又は帳入値段（以下「清算値段等」という。）で評価するものとする。

なお、受渡決済を行った場合は、受渡銘柄が確定した日から当該受渡銘柄の評価を行うものとする。

- 2 海外取引所に上場されている外国市場デリバティブ取引（金商法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引及び政令第3条第10号イ、ハ及びニに規定する商品投資等取引のうち海外商品市場において行う取引をいう。以下「外国市場デリバティブ取引」という。）は、当該海外取引所が発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段等又は最終相場で評価するものとする。
- 3 二以上の海外取引所に上場され、かつ当該海外取引所相互間で反対売買が可能な外国市場デリバティブ取引については、取引量等を勘案して、その最終相場で評価を行うこととする海外取引所（以下「海外評価取引所」という。）を決定するものとする。

（店頭デリバティブ取引の評価）

第29条 金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う店頭デリバティブ取引（金商法第2

条第22項に規定する店頭デリバティブ取引及び政令第3条第10号に規定する商品投資等取引（前条第1項及び第2項に該当する商品投資等取引を除く。）をいう。）は、金融商品取引業者又は銀行等が提示する価額若しくは価格情報会社の提供する価額で評価する。なお、金融商品取引業者又は銀行等が提示する価額で評価する場合にあっては、売気配相場による評価は行わないものとする。

- 2 委託会社が、第2条の規定に定める忠実義務に従って評価額の入手に十分な努力を行ったにもかかわらず当該店頭デリバティブ取引の評価額を入手できなかつた場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託会社は忠実義務に基づき当該委託会社が合理的な事由をもつて時価と認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもつて時価と認める評価額により評価するものとする。

（信用取引の評価）

第30条 信用取引は、原則として当該信用取引に係る銘柄の取引所における計算日の最終相場で評価するものとする。

（抵当証券の評価）

第31条 第21条の規定は、抵当証券の評価について準用する。この場合において、同条第1項中「国債証券、地方債証券その他細則に定める有価証券（以下「公社債等」という。）」とあるのは「抵当証券」と、第2項中「当該公社債等」とあるのを「当該抵当証券」と読み替えるものとする。

（商品の評価）

第31条の2 商品（商品取引所法（昭和25年法律第239号）第2条第4項に規定する商品をいう。）のうち商品市場に上場されているもの（商品投資等取引に該当するものを除く。）は、当該取引所の計算日における最終相場で評価するものとする。

ただし、当該商品の取引所における過去の出来高等の状況を踏まえ、最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には第3項により評価することができるものとする。

- 2 海外の商品市場に上場されているもの（商品投資等取引に該当するものを除く。）は、当該海外の取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価するものとする。

ただし、当該商品の取引所における過去の出来高等の状況を踏まえ、最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には第3項により評価することができるものとする。

- 3 第21条の規定は、前各項以外の商品の評価について準用する。この場合において、同条第1項中「国債証券、地方債証券、その他細則に定める有価証券（以下「公社債等」という。）」とあるのを「商品」と、第2項中「当該公社債等」とあるのを「当該商品」と読み替えるものとする。

第6章 外貨建資産の評価

(外貨建資産の評価レート)

第32条 基準価額表示通貨に外貨建資産（基準価額表示通貨以外の通貨表示の有価証券（利金及び償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金又は償還金のいずれかが基準価額表示通貨以外の通貨によって表示され支払われるものを含む。以下「外貨建証券」という。）及び基準価額表示通貨以外の通貨表示の預金その他の資産をいう。以下同じ。）を換算する場合に使用する為替相場は、計算日における対顧客相場（対顧客直物電信売買相場をいう。）の仲値（売相場と買相場の平均値をいう。以下同じ。）をもとに細則で定める計算方法により算出されるレート（以下「クロスレート」という。）で評価するものとする。

- 2 対顧客相場が発表されていない場合又は対顧客相場による取引が停止した場合その他やむを得ない事由が生じた場合には、その都度自主規制委員会において評価に用いるクロスレートを決定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、自主規制委員会の招集が困難である等やむをえない事情がある場合には、自主規制委員会委員長は他の委員等と協議の上、当該クロスレートを決定することができるものとする。なお、この場合において、本会はその決定内容を速やかに自主規制委員会委員へ報告するとともに、委託会社に通知するものとする。

* 細則第7条

* 委員会決議第2

(外国為替予約取引等の評価)

第33条 計算日に対顧客先物相場（順月確定日（計算日より起算した各月の確定日をいう。）渡しの対顧客先物相場をいう。以下同じ。）の仲値が発表されている外貨の予約売買に係る買為替及び売為替（以下「予約為替」という。）は、次に掲げる場合について当該各号に掲げる計算方法により算出されるレートで評価するものとする。

- (1) 計算日において予約為替の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、細則で定める計算方法により算出されるクロスレートで評価するものとする。
- (2) 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、次に定めるレートにより評価するものとする。
 - イ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合は、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場をもとに細則で定める計算方法により算出される値を評価レートとする。
 - ロ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合は、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を評価レートとする。
- (3) 対顧客先物相場による取引が停止された場合における改訂対顧客先物相場の仲値の採用については、その都度自主規制委員会において決定するものとする。
- (4) 前号の規定にかかわらず、自主規制委員会の招集が困難である等やむをえない事情がある

場合には、自主規制委員会委員長は他の委員等と協議の上、当該仲値を決定することができるものとする。なお、この場合において、本会はその決定内容を速やかに自主規制委員会委員へ報告するとともに、委託会社に通知するものとする。

2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨の予約為替は、計算日の対顧客相場の仲値で評価するものとする。

* 細則第8条

* 委員会決議第3、第4

第34条 (削除)

第3編 投資信託財産の計理

第1章 計理処理

(転換社債等を株式転換する場合等の計理)

第35条 信託財産に組み入れた転換社債等を株式転換する場合その他の細則で定める場合における計理処理は、細則で定める方法により行うものとする。

* 細則第9条

* 委員会決議第5

(現先取引に係る公社債券等の処理)

第36条 条件付売買により取得した公社債券等は、買付金額と売戻金額（利付債券は途中利金額を含む。以下同じ。）の差額を、買付受渡日の翌日から売戻日までの期間により日割り計算して得た金額を日々未収利息として計上するものとする。

なお、売戻日が確定していない取引は、当該取引に係るレートを用いて算出した一日分の利息に相当する金額を日々未収利息として計上できるものとする。

2 公社債券への投資運用を目的とする追加型投資信託であつて日々決算を行う実績分配型の投資信託（以下「日々決算型追加型公社債投資信託」という。）における条件付売買によって取得した公社債券等は、前項の規定にかかわらず買付金額と売戻金額の差額を、買付受渡日から売戻日の前日までの期間により日割計算して得た金額を日々未収利息として計上するものとする。

(残存期間1年以内の公社債券の処理)

第37条 日々決算型追加型公社債投資信託における買付約定日から1年以内に償還を迎える公社債券（償還日の前年応当日が到来したものを含む。以下第2項において同じ。）に係る第22条の規定に基づき当該公社債券の帳簿価額に加算又は減算された額は、売買損益に計上するものとする。

2 日々決算型追加型公社債投資信託以外の投資信託における買付約定日から1年以内に償還を迎える公社債券に係る第22条の規定に基づき当該公社債券の帳簿価額に加算又は減算された額は、利付債券は売買損益に、割引債券は受取利息にそれぞれ計上するものとする。

(残存期間 1 年以内の金融資産の処理)

第38条 買付約定日から 1 年以内に満期を迎える金融資産（満期日の前年応当日が到来したものと含む。）については、買付に係る受渡日又は満期日の前年応当日（応当日が休日に当たる場合は休日明け営業日。以下この条において同じ。）の翌日から満期日まで、取得価額（満期日の前年応当日の到来したものは前年応当日の帳簿価額を取得価額とする。）と満期価額の差額を当該期間により日割計算して得た金額を日々未収利息として計上するものとする。

(ファミリーファンドの追加設定等)

第39条 親投資信託の設定又は解約に係る当該親投資信託及び子投資信託の計理は、設定については申込日における基準価額（信託財産留保額を徴取する投資信託については、当該留保額を加算又は減算した金額。以下「基準価額等」という。）をもって申込日当日に行い、また解約については申込日の翌日に行うことを原則とする。

ただし、申込日の前営業日における親投資信託の基準価額等をもって設定又は解約を行う投資信託は、申込日当日に追加設定又は解約に係る処理を行うこととする。

(財形給付金ファンドの組入債券の上場廃止等に伴う処理)

第40条 財形給付金ファンドの組入債券が上場廃止又は店頭登録廃止となった場合には、当該債券の上場廃止日又は登録廃止日の直前の日の最終相場で評価換えし、帳簿価額を当該評価額に訂正するとともに、当該評価換えに伴う評価益又は評価損を有価証券等売買益又は有価証券等売買損にそれぞれ加算するものとする。

(財形給付金ファンドに係る特別法人税等の計理処理)

第41条 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第157条に規定する積立金に対する税相当額は、日割計上するものとする。

2 前項の規定に基づき日割計上される金額は、その他費用として処理するものとし、納付までの間はその他未払費用に計上するものとする。

(財形給付金ファンドの決算時における計理処理)

第42条 財形給付金ファンドの決算処理においては、第55条第1項第1号及び第58条第1項第1号の規定にかかわらず、当該投資信託の組入債券の評価換えによる帳簿価額の訂正是行わないものとする。

2 財形給付金ファンドに係る当期損失金又は当期利益金は、繰越欠損金又は繰越利益金として翌期に繰り越すものとし、収益の分配は行わないものとする。

第2章 外貨建資産の計理

(外貨建資産の計理)

第43条 信託財産に係る外貨建資産は、基準価額表示通貨表示の資産、負債、元本、収益及び損失（以下「基準価額表示通貨建資産」という。）と区分して処理するものとする。

- 2 外貨建資産は、通貨の種類毎に当該外貨建資産の各勘定をもって処理するものとする。なお、わが国の取引所に上場されている外貨建証券については、円表示の外貨建資産として区分計理するものとする。
- 3 基準価額表示通貨建資産をもって取得した基準価額表示通貨以外の通貨（以下「外貨」という。）又は外貨建証券は、外貨建資産の外貨基金勘定として処理し、基準価額表示通貨建資産においては外国投資勘定をもって処理するものとする。
ただし、通貨スワップにおけるスワップ金利の元となる元本額を交換する取引のうち、取引開始時に元本額を交換し、取引終了時に再度交換するものについては、この規定を適用しない。

(外貨の売買)

第44条 外貨の取得及び売却は、投資信託財産の計算に関する規則（平成12年府令第133号）第60条及び第61条に定めるところにより処理するものとする。

(外貨の予約売買)

第45条 外貨の買付予約を行った場合は、当該予約額を基準価額表示通貨建資産の買為替勘定及び為替未払金勘定に計上するものとする。

- 2 外貨の売却予約を行った場合は、当該予約額を基準価額表示通貨建資産の為替未収入金勘定及び売為替勘定に計上するものとする。

(外貨の予約売買の決済)

第46条 外貨の予約売買の決済を行った場合には、当該決済に係る買為替勘定と為替未払金勘定との差額又は為替未収入金勘定と売為替勘定との差額をそれぞれその他外貨費用又はその他外貨収益金に計上するほか、次に掲げる方法により決済を行った場合には、当該各号に定める方法により処理するものとする。

- (1) 外貨及び基準価額表示通貨の授受による決済 第44条の規定に基づき処理する
- (2) 反対売買による決済 当該反対売買により生じた損失又は利益をその他外貨費用又はその他外貨収益金に計上する

(通貨スワップ取引の処理)

第47条 スワップ金利の元となる元本額を交換する取引のうち、取引開始時に元本額を交換し、取引終了時に再度交換する取引は、次に掲げる取引について当該各号に定める方法により処理するものとする。

- (1) 取引開始時に外貨を受入れ、基準価額表示通貨を支払う取引 元本額の交換日に、外貨建資産について預金勘定、金銭信託勘定又はコール・ローン勘定とスワップ支払負債見合勘定を振替え、基準価額表示通貨建資産についてスワップ受取資産見合勘定と預金勘定、金銭信託勘定又はコール・ローン勘定を振替えるものとする。
- (2) 取引開始時に外貨を支払い、基準価額表示通貨を受入れる取引 元本額の交換日に、外貨建資産についてスワップ受取資産見合勘定と預金勘定、金銭信託勘定又はコール・ローン勘定を振替え、基準価額表示通貨建資産について預金勘定、金銭信託勘定又はコール・ローン勘定とスワップ支払負債見合勘定を振替えるものとする。
- (3) 取引終了時に外貨を支払い、基準価額表示通貨を受入れる取引 元本額の交換日に、外貨建資産について預金勘定、金銭信託勘定又はコール・ローン勘定とスワップ支払負債勘定を振替え、基準価額表示通貨建資産についてスワップ受取資産勘定と預金勘定、金銭信託勘定又はコール・ローン勘定を振替えるものとする。
- (4) 取引終了時に外貨を受入れ、基準価額表示通貨を支払う取引 元本額の交換日に、外貨建資産についてスワップ受取資産勘定と預金勘定、金銭信託勘定又はコール・ローン勘定を振替え、基準価額表示通貨建資産について預金勘定、金銭信託勘定又はコール・ローン勘定とスワップ支払負債勘定を振替えるものとする。

2 前項に規定する取引の計上金額は、元本額の受入れ、又は支払いに係る外貨及び基準価額表示通貨の金額とする。

(外貨の転換)

第48条 同一の投資信託財産における外貨の転換（外貨間の売買をいう。以下同じ。）は、売付外貨について次条に規定する回金処理を行い、買付外貨については送金（基準価額表示通貨による外貨の買付をいう。）と同様の処理を行うものとする。

2 外貨の転換を行った場合における転換金額又は基準価額表示通貨金額の算出に使用する為替相場は、当該転換の約定成立日における第32条の規定に基づき算出されたクロスレートとする。

(回金の処理)

第49条 回金（基準価額表示通貨対価による外貨の売付けをいう。）を行った場合における外貨建資産の各損益勘定からの控除は、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 利益勘定から控除する場合は、次の各号に掲げる勘定から順に控除するものとする。

- イ 受取配当
- ロ 配当株式
- ハ 受取利息
- ニ その他収益金
- ホ 有価証券売買益
- ヘ 先物取引等取引益（先物取引等とは金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）

(2) 損失勘定から控除する場合は、次に各号に掲げる勘定から順に控除するものとする。

- イ 支払利息
- ロ 有価証券売買損
- ハ 先物取引等取引損
- ニ その他費用

(外貨建資産の決算処理)

第50条 外貨建資産は、当該信託財産の計算期間の末日において有価証券その他の金融商品等（以下「有価証券等」という。）、先物取引及びオプション取引並びにスワップ取引を時価に評価換えし、各収益及び損失金額を外貨基金に振替え、その後の各勘定残高を基準価額表示通貨に換算のうえ、外貨基金を除き基準価額表示通貨建の各勘定に加算するものとする。ただし、単位型投資信託にあっては、有価証券等、先物取引及びオプション取引並びにスワップ取引の評価換えは行わないものとする。

- 2 基準価額表示通貨建資産においては、外貨建資産の各収益及び損失額に見合う金額を基準価額表示通貨換算し、各収益及び損失の各勘定並びに外国投資勘定に計上するものとする。この場合の基準価額表示通貨換算額の計算に当たって第32条の規定に基づき算出されたクロスレートにより行うものとする。
- 3 外貨予約売買に係る買為替及び売為替は、第33条の規定に基づき算出されたレートにより評価換えを行い、当該評価換えによって生じた損益はその他外貨費用又はその他外貨収益金に計上するものとする。また、為替未収入金及び評価換え後の買為替勘定残高は未収入金勘定に、為替未払金及び評価換え後の売為替勘定残高は未払金勘定にそれぞれ振替えるものとする。
- 4 前3項に基づき処理した後において、外国投資勘定と外貨基金を相殺し、その差額はその他外貨費用又はその他外貨収益金として計上し、その他外貨費用及びその他外貨収益金の残高は、有価証券売買損益に振替えるものとする。
- 5 収益分配及び決算処理後において、決算処理に伴い基準価額表示通貨建資産の各勘定に加算した外貨建資産の各勘定残高に相当する金額は、基準価額表示通貨建資産の各勘定より減算とともに、それぞれの外貨建資産として計上し、外国投資勘定は基準価額表示通貨建資産に、外貨基金は外貨建資産にそれぞれ計上するものとする。この場合、外国投資勘定の金額は、外貨基金と見合う金額とし、外貨基金は、決算処理に伴い基準価額表示通貨換算した外貨基金の額とする。
なお、未収入金勘定及び未払金勘定に振替えられた為替未収入金、買為替、為替未払金又は売為替の各勘定残高は、それぞれ当該勘定に振替えるものとする。

第4編 基準価額の算定

(基準価額の算定の原則)

第51条 投資信託受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）の基準価額の算定について

は、投信法、同法施行令（平成12年政令第480号）及び同法施行規則（平成12年府令第129号）（以下「法令等」という。）の定めるところによるほかこの規則の定めるところによるものとするが、これらに定めのない事項は「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則（以下「不動産投信等規則」という。）」及び「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則（以下「インフラ投信等規則」という。）」の規定を準用するものとし、これらにも定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によるものとする。

- 2 投資信託受益証券の基準価額の算定については、基準価額表示通貨毎に原則として日々計算するものとする。

ただし、投資信託財産へ組入れている資産の状況に照らし、投資信託約款により追加設定日または一部解約日を特定日に限定している投資信託受益証券の基準価額の算定については、計算期間の末日及び当該特定日のみの計算とすることなど、日々計算しないこととすることができる。

なお、この場合には、計算を要する日の特定や計算方法（日々計算を要しないとした場合の信託報酬の計算方法及び計上時期などを含む。）など、計算日に係る考え方その他必要事項について、信託契約に記載の上、投資信託約款及び交付目論見書にこれら事項を記載するものとする。

- 3 投資法人については、法令等に定めのあるもののほかは原則として第4編の規定を準用するものとするが、これらに定めのない事項は「不動産投信等規則」及び「インフラ投信等規則」の規定を準用するものとし、これらにも定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によるものとする。

（基準価額の算定方法）

第52条 投資信託受益証券の基準価額は、計算日において当該信託勘定元帳に計上した資産総額から負債総額を控除した額に、有価証券評価損益及び先物取引等評価損益を加減し、基準価額表示通貨建以外の外貨建資産に投資運用する証券投資信託にあっては外国投資勘定評価損益及び為替評価損益を加減した金額を計算日の残存受益権口数をもって除した商とする。

- 2 前項に規定する基準価額の算出単位は、円位未満四捨五入とし、信託終了時には、銭位（未満四捨五入）まで計算する。なお、外貨建投資信託については、市場流通単位（単位未満四捨五入）とする。

- 3 第1項に規定する基準価額の計算に当たり、当該投資信託の組入資産の評価額の計算については、第2編の規定を適用する。

（基準価額算定に係る用語の定義等）

第53条 前条第1項に規定する基準価額表示通貨建有価証券評価損益その他の細則で定める用語の定義及びその計算方法は、細則に定める定義及び計算方法とする。

* 細則第10条

第5編 収益分配等に当たっての計理処理

(単位型投資信託の収益の分配等)

第54条 単位型投資信託の計算期日における組入有価証券その他の資産の評価は、第2編第2章から第6章の規定に基づき行うものとする。

2 単位型投資信託は、計算期間の末日において、経費（信託報酬及びその他費用の合計額をいう。以下次条において同じ。）控除後の収益分配前の信託財産純資産総額が当該元本額以上の場合には、当該元本超過額又は細則で定める配当等収益計算書中の分配可能額計算書において計算された分配可能額（以下「配当等収益額」という。）のいずれか多い額の範囲内の金額を分配することができるものとし、当該信託財産純資産総額が当該元本額に満たない場合には、配当等収益額の範囲内の金額を分配することができるものとする。

* 細則第11条

(追加型投資信託の収益の分配等の処理)

第55条 追加型投資信託（第58条に規定する公社債投信及び上場投資信託を除く。以下この条及び第57条において同じ。）の収益の分配等の処理は、次に定めるところにより行うものとする。

（1）計算期末において、当該信託財産の組入資産を第2編の規定に基づき算出した額に評価換えし、当該資産の帳簿価額を当該評価額に訂正するとともに、有価証券評価益（割引債については、当該計算期間中に発生した未収利息相当額を控除した額とする。以下本条に規定する有価証券評価損について同じ。）は有価証券売買益に、有価証券評価損は有価証券売買損に、先物取引等評価益（スワップ取引については、取得時（取得後利息清算を行ったものは、直近の利息清算日とする。）から評価換え時までの利息相当額を、受取スワップ金利については未収利息を控除した額、支払スワップ金利については未払利息を加算した額とする。以下この条に規定する先物取引等評価損並びに第58条第1項第3号に規定する先物取引等評価益及び先物取引等評価損について同じ。）は先物取引等取引益に、先物取引等評価損は先物取引等取引損にそれぞれ加算するものとする。

（2）計算期末において、評価損益調整勘定に計上された金額のうち有価証券評価損益に係る金額は有価証券売買損益に、先物取引等評価損益に係る金額は先物取引等取引損益にそれぞれ振替えるものとする。

（3）経費は、配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金の合計額から支払利息を控除した額をいう。以下同じ。）及び有価証券売買等利益（有価証券売買損益及び先物取引等取引損益の合計額で差益額となる額をいう。以下同じ。）から按分控除する。なお、控除しきれない金額が生じた場合には、控除しきれない額を有価証券売買等損益に計上するものとする。

（4）経費控除後の配当等収益は、その全部を分配することができるものとするが、その全部又は一部を信託財産に留保し、又は欠損金の補てんに充てることもできるものとする。

なお、信託財産に留保した配当等収益は、分配準備積立金の配当等収益に計上して翌期に繰り越すものとする。

（5）経費控除後の有価証券売買等利益は、前期から繰り越された欠損金がある場合には当該繰

越欠損金を補てんし、その残額を分配することができるものとするが、その全部又は一部を信託財産に留保することもできるものとする。

なお、当該有価証券売買等利益で補てんしきれない欠損金がある場合には、当該金額を繰越欠損金として翌期に繰り越すものとする。

また、有価証券売買等利益の全部又は一部を信託財産に留保した場合には、分配準備積立金の有価証券売買等利益に計上して翌期に繰り越すものとする。

(6) 前期から繰り越された分配準備積立金は、その全額を分配に使用すること又は欠損金の補てんに充てることができるものとする。

(7) 収益調整金の有価証券売買等損益相当額は、期末において欠損金がある場合には、当該欠損金額又は有価証券売買等損益相当額のいずれかが零になるまで分配に使用せず当該科目に留保するものとし、当該留保額を超える有価証券売買等損益相当額は、その全額を分配に使用することができるものとする。また、収益調整金のその他収益調整金は、その全額を分配に使用できるものとする。

なお、期末において収益調整金が赤字となった場合には、当該金額を当該科目に計上して翌期に繰り越すものとする。

2 第1項に規定する追加型投資信託の収益分配金の計算は、細則で定める追加型収益分配金計算書により行うものとする。

* 細則第12条

(上場投資信託の収益分配の処理)

第56条 上場投資信託の収益分配の処理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 計算期末において、当該信託財産の組入資産を第2編の規定に基づき算出した額に評価換えし、当該資産の帳簿価額を当該評価額に訂正するとともに、有価証券評価益は有価証券売買益に、有価証券評価損は有価証券売買損に、先物取引等評価益は先物取引等取引益に、先物取引等評価損は先物取引等取引損にそれぞれ加算するものとする。

(2) 計算期末において、評価損益調整勘定に計上された金額のうち有価証券評価損益に係る金額は有価証券売買損益に、先物取引等評価損益に係る金額は先物取引等取引損益にそれぞれ振替えるものとする。

(3) 経費は、配当等収益及び分配準備積立金から控除するものとする。なお、控除しきれない経費は、分配準備積立金の負数として次期に繰り越すものとする。

(4) 経費を控除し、前期から繰り越された分配準備積立金の負数額を補てんした後の配当等収益は、全額分配することができるものとする。なお、当該金額の一部又は全部を信託財産中に留保し、分配準備積立金に計上して翌期に繰り越すことができるものとする。

(5) 有価証券売買益、先物取引等取引益、交換(解約)差益金及び追加信託差益金の合計額から、有価証券売買損、先物取引等取引損、交換(解約)差損金及び追加信託差損金の合計額を控除した金額が、正数の場合は当該金額を繰越利益金として、負数の場合は当該金額を繰越欠損金として翌期に繰り越すものとする。

(6) 前期から繰り越された分配準備積立金は、経費を補てんした後、その残額を分配することが

できるものとする。

(7) 収益分配金の計算は、細則で定める上場投資信託収益分配金計算書により行うものとする。

* 細則第15条

(追加型投資信託の追加信託金等の処理)

第57条 追加型投資信託の追加信託金及び一部解約金の処理は、細則に定めるところにより行うものとする。

なお、外貨建資産に投資運用するものにあっては、外貨建資産の収益、損失及び有価証券等評価損益(有価証券評価損益及び先物取引等評価損益の合計額をいう。以下この本条において同じ。)を、それぞれ第32条の規定に基づき算出されたクロスレートにより基準価額表示通貨換算し、基準価額表示通貨建資産の収益又は、損失並びに有価証券等評価損益に加算するものとし、為替評価損益並びにその他外貨費用又はその他外貨収益は、当該通貨建資産の有価証券売買損益に加算するものとする。

* 細則第13条

(追加型公社債投資信託の収益の分配等の処理)

第58条 公社債券への投資運用を目的とする追加型投資信託に係る収益の分配は、次の各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 計算期末において組入公社債券を第21条から第23条の規定に基づき算出された額に評価換えし、帳簿価額を当該評価額に訂正するとともに、有価証券評価益は有価証券売買益に、有価証券評価損は有価証券売買損にそれぞれ加算するものとする。
- (2) 取引所に上場されている先物取引又はオプション取引に係る取引対象は第28条の規定に基づき算出された額に評価換えし、当該取引対象に係る評価益は先物取引等取引益に、評価損は先物取引等取引損にそれぞれ加算するものとする。
- (3) スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引に係る取引対象は第29条の規定に基づき算出された額に評価換えし、帳簿価額を当該評価額に訂正するとともに、当該取引対象に係る評価益は先物取引等取引益に、先物取引等評価損は先物取引等取引損にそれぞれ加算するものとする。
- (4) 計算期間の末日における受取利息、有価証券売買益、先物取引等取引益、解約差益金、繰越利益金及びその他の収益の合計額から支払利息、有価証券売買損、先物取引等取引損、その他の損失、追加信託差損金、繰越欠損金、信託報酬、解約差損金及びその他の経費の合計額を控除した後において、収益分配前の信託財産純資産総額が元本総額(一口当たりの元本額に受益権口数を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を超える場合には、当該元本総額を超える金額の全額を分配するものとする。なお、収益分配前の信託財産純資産総額が元本総額に満たない場合には、収益の分配は行わないものとする。

2 公社債券への投資運用を目的とする追加型投資信託に係る当期損益は、次のイ及びロに掲げる方法により算出するものとする。

イ 当期欠損金又は当期利益金は、計算期間中における損失及び計算期間の末日において処理

した損失並びに計算期間中における利益及び計算期間の末日に処理した利益に基づき算出するものとする。

ロ 当期欠損金又は当期利益金は、前期より繰り越された繰越欠損金及び繰越利益金と合算して、繰越欠損金又は繰越利益金として翌期に繰り越すものとする。

3 公社債券への投資運用を目的とする追加型投資信託に係る追加信託差損金は、次のイ及びロに掲げる方法により処理するものとする。

イ 計算期間の末日における追加信託差損金は、当該金額の全部を当該科目に計上し、翌期に繰り越すものとする。

ロ 追加信託差損金に相当する金額は、繰越利益金として翌期に繰り越すものとする。

(追加型公社債投資信託の追加信託金及び一部解約金の処理)

第59条 追加型公社債投資信託の追加信託金は、決算日の翌日に、次の各号に掲げる場合について当該各号に定める方法により処理するものとする。

(1) 追加信託金が元本額と同額の場合 追加信託金の全額を元本額として処理する。

(2) 追加信託金が元本額を下回る場合 追加信託金と元本額との差額を追加信託差損金として処理する。

2 追加型公社債投資信託の一部解約については、次のイ及びロに定める方法により処理するものとする。

イ 当該解約に係る解約金額と当該解約に係る個別元本総額（受益者が当該投資信託に信託した額の総額をいう。以下この項において同じ。）の差額は解約差損金又は解約差益金として処理する。

ロ 当該解約に係る元本額と当該個別元本総額との差額は、追加信託差損金から控除する。

(ファミリーファンドの収益分配の処理)

第60条 親投資信託の受益証券に投資運用することとされている単位型投資信託（以下「単位型子ファンド」という。）、追加型投資信託（上場投資信託を除き、以下「追加型子ファンド」という。）及び上場投資信託（以下「上場投資信託子ファンド」という。）の収益分配の処理は、次に掲げるところにより行うものとする。

なお、収益分配金及び信託報酬の処理は、単位型子ファンド、追加型子ファンド又は上場投資信託子ファンドにおいて行うものとする。

(1) 第54条の規定は、単位型子ファンドにおける収益の分配の処理について準用する。この場合において、同条中「単位型投資信託」とあるのを「単位型子ファンド」と読み替えるものとする。

(2) 第55条の規定は、追加型子ファンドにおける収益の分配の処理について準用する。この場合において、同条中「追加型投資信託（第58条に規定する公社債投信及び上場投資信託を除く。以下この条及び第57条において同じ。）」とあるのを「追加型子ファンド」と読み替えるものとする。

(3) 第56条の規定は、上場投資信託子ファンドにおける収益の分配の処理について準用する。この場合において、同条中「上場投資信託」とあるのを「上場投資信託子ファンド」と読み替えるものとする。

2 追加型子ファンドは、当該信託財産が組入れている親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を収益分配金に充当することができるものとし、この場合においては、次のイ及びロの定めるところにより行うものとする。なお、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を収益分配金に充当した場合には、当該信託財産の終了時まで継続して適用するものとする。

- イ 細則で定める配当等収益計算書中の分配可能額計算書において計算された分配可能額を配当等収益に加算し、有価証券売買損益から減算する。なお、分配可能額が差引配当等収益額を超過する場合は、当該差引配当等収益額の額までとする。
- ロ 細則で定める配当等収益計算書中の子ファンドの収益調整金相当額計算書において計算された収益調整金相当額(その他収益調整金)を、収益調整金中のその他収益調整金に加算し、有価証券売買等損益相当額から減算するものとする。

* 細則第14条

(ファミリーファンドの追加信託金及び一部解約金の処理等)

第61条 単位型子ファンドの信託財産の一部解約によって生じた解約差金は、解約差損金又は解約差益金に区分してそれぞれ損失又は利益として処理するものとする。

2 第57条の規定は、追加型子ファンドの追加信託金及び一部解約金の処理について準用する。この場合において、同条中「追加型投資信託」とあるのを「追加型子ファンド」と読み替えるものとする。

3 親投資信託の追加信託金及び一部解約金の処理は、次のイ及びロの定めるところにより処理するものとする。

- イ 親投資信託の追加信託によって生じた追加信託差金は、追加信託差損金又は追加信託差益金に区分してそれぞれ損失又は利益として処理するものとする。
- ロ 親投資信託に係る信託財産の一部解約によって生じた解約差金は、解約差損金又は解約差益金に区分してそれぞれ損失又は利益として処理するものとする。

(計算期間の末日における親投資信託の組入れ有価証券等の評価)

第62条 親投資信託は、当該投資信託の計算期間の末日において当該親投資信託の組入資産を第2編の規定に基づき算出された額に評価換えするものとする。

2 第55条第1項第1号の規定は、前項に規定する親投資信託の組入資産の評価について準用する。

(ファミリーファンドの当期損益金の計算)

第63条 単位型子ファンドの当期損益金は、次のイ及びロに定めるところにより計算するものとす

る。

イ 計算期間中における損失及び計算期間の末日において処理した損失並びに計算期間中における利益及び計算期間の末日において処理した利益により、当期欠損金又は当期利益金を算出するものとする。

ロ 当期欠損金又は当期利益金は、前期より繰り越された繰越欠損金又は繰越利益金に合算して、繰越欠損金又は繰越利益金として翌期に繰り越すものとする。

2 前項の規定は、親投資信託の当期損益金の処理について準用する。この場合において、同項中「単位型子ファンド」とあるのを「親投資信託」と読み替えるものとする。

第6編 その他

(細則)

第64条 本規則の施行に関し、必要な事項は細則で定める。

(その他)

第65条 投資信託財産の評価及び計算等に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第66条 理事会は、この規則に関する細則の改正に係る決議について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年7月16日から実施する。

ただし、第55条第1項第3号の改正規定については、平成16年11月1日から実施するものとする。

附 則

この改正は、平成16年11月19日から実施する。

ただし、第6条から第14条及び第16条から第17条の改正規定については、(株)ジャスダック証券取引所の取引開始日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年3月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年11月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年1月20日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年12月21日から実施する。

附 則

この改正は、オプション証券等が株式会社大阪証券取引所に上場される日から実施する。

ただし、実施日前に計算期間が開始された投資信託財産については、なお従前の例によることができる。

附 則

この改正は、平成20年7月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年4月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成 21 年 9 月 24 日から実施する。

ただし、実施日に最終相場がないジャスダック上場株式については、第 8 条第 1 項の「直近の日の最終相場」を「実施日の前営業日の評価値」と、実施日に最終相場のないジャスダック上場転換社債等については、第 16 条第 1 項の「計算日の最終相場」を「実施日の前営業日の評価値」と読み替えるものとする。

附 則

この改正は、平成22年 1 月 21 日から実施する。

附 則

この改正は、平成22年 3 月 18 日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年 1 月 4 日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年12月 1 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第19条第 1 項、第32条第 1 項、第33条第 1 項第 3 号を改正。

附 則

この改正は、平成27年 7 月 16 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第51条第 1 項及び第 3 項を改正。

附 則

この改正は、平成29年12月21日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第63条を第56条へ移動。以下の条ずれを修正。

第60条（旧第59条）第 1 項柱書を改正、同項に第3号を新設。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第 3 条第 1 号を改正、第 3 号と第 4 号を新設。

附 則

この改正は、令和 5 年 1 月 19 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第23条を改正。

附 則

この改正は、令和6年2月15日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものから適用する。ただし、改正前の規定に基づき作成した有価証券届出書を提出したものにおいては、令和7年2月15日までの間は改正前の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

*改正条項は、次のとおりである。

第3条第3号、第13条、第14条第1項、第15条第5項第1号～第3号を改正。

第14条第2項及び第15条第6項を削除。

附 則

この改正は、令和6年6月11日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第51条第2項を改正。